

福生市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考欄
<p>○福生市都市公園条例 昭和46年10月1日 条例第30号</p> <p>第1条から第3条まで 省略</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 指定場所以外に車両を乗入れること。</p> <p>(2) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告宣伝すること。</p> <p>(3) 工作物を設け、又は物品等を置くことにより土地を占有すること。</p> <p>(4) 業として物品販売又は営業行為をすること。</p> <p>(5) 集会若しくは催しにより公園の全部又は一部を利用すること。</p> <p>2から5まで 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第4条の2 市長は、前条第1項第3号に掲げる行為であって、市規則で定めるものに係る許可を受けた者の公園の使用については、福生市道路占用料徴収条例(昭和56年条例第44号)の規定による道路の占用料の徴収の例により、その使用料を徴収する。</p> <p>2 市長は、前条第1項第4号又は第5号に掲げる行為であって、市規則で定めるものに係る許可を受けた者の公園の使用については、福生市行政財産使用料条例(昭和48年条例第35号)の規定により、その使用料を徴収する。</p> <p>第5条以降 省略</p>	<p>○福生市都市公園条例 昭和46年10月1日 条例第30号</p> <p>第1条から第3条まで 省略</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 指定場所以外に車両を乗入れること。</p> <p>(2) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告宣伝すること。</p> <p>(3) 工作物を設け、又は物品等を置くことにより土地を占有すること。</p> <p>(4) 業むとして物品販売又は営業行為をすること。</p> <p>(5) 集会若しくは催しにより公園の全部又は一部を利用すること。</p> <p>2から5まで 省略</p> <p>第5条以降 省略</p>	<p>例規集 3 P 3003</p> <p>特定の行為のため公園を使用する場合の使用料の徴収に関する規定の整備</p>